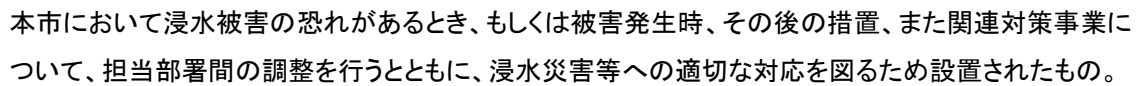


資料編

1 倉敷市総合浸水対策基本計画策定経過.....	資料_1
2 倉敷市総合浸水対策推進協議会.....	資料_2
3 SDGs との関連.....	資料_4
4 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例.....	資料_10
5 その他	
(1) 国・県管理河川の河川整備計画	資料_19
(2) 倉敷市雨水流出抑制施設設置補助事業チラシ.....	資料_28
(3) 民有地緑化助成制度チラシ	資料_29
(4) 内水ハザードマップ(情報面).....	資料_31
(5) 新たな避難情報に関するポスター・チラシ	資料_39
(6) 倉敷市災害タイムライン(目安)	
(台風 洪水・浸水編)・(台風 暴風・高潮編)	資料_41
(7) 倉敷市止水板設置工事等補助事業チラシ.....	資料_42
<用語集>	資料_43

1-1 計画の策定体制



		倉敷市総合浸水対策 推進協議会	市議会・市民	倉敷市浸水対策等 総合調整会議
令和4年度	4月	・倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例施行（4/1）		
	7月	・第1回協議会開催（7/21） 【諮問】		・第1回調整会議開催（7/7）
	10月	・第2回協議会開催（10/27）		・第2回調整会議開催（10/13）
	1月	・第3回協議会開催（1/13）		・第3回調整会議開催（1/23）
	3月	・第4回協議会開催（3/16）		
令和5年度	4月		・市議会環境水道委員会にて報告（4/27）	
	5月		・パブリックコメントの実施（5/15～6/14）	
	6月	・第5回協議会開催（6/22） ・答申（6/30）	・パブリックコメントの結果公表（6/30）	
	7月		・市議会環境水道委員会にて報告（7/24）	・第1回調整会議開催（7/13）

2 倉敷市総合浸水対策推進協議会

2-1 倉敷市総合浸水対策推進協議会委員 (R4.7.21～)

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属・役職
いそうち ち か こ 磯打 千雅子(副会長)	香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 特命准教授
かたたに 片谷 ひろみ	岡山県建築士会倉敷支部 常任理事
かんばら さきこ 神原 咲子	神戸市看護大学看護学部基礎看護学災害看護・国際看護学分野 教授
こうの ひろし 河野 裕	東西用水組合 副管理者
こやま せつこ 小山 節子(R5.1.13～)	倉敷市民生委員児童委員協議会 監事
す わ さちこ 諏訪 幸子	くらしき防災士の会 会長
だざい のぶいち 太宰 信一	児島商工会議所 専務理事
なかぎり ひろこ 中桐 裕子(～R4.11.30)	倉敷市民生委員児童委員協議会 会計
にしやま さとし 西山 哲(会長)	岡山大学学術研究院環境生命科学学域 教授
まつい だいき 松井 大生	(R5.4.1～)国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所流域治水課 課長 (～R5.3.31)国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所調査設計課 課長
やまもと けんすけ 山本 賢介	岡山県備中県民局 次長(地域防災監)

2-2 倉敷市総合浸水対策推進協議会への諮問

浸対 第105号

倉敷市総合浸水対策推進協議会

会長 西山 哲 様

倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例（令和4年倉敷市条例第5号）第7条第3項の規定に基づき、倉敷市総合浸水対策基本計画について貴協議会の意見を求めます。

令和4年7月21日

倉敷市長 伊 東 香 織

2-3 倉敷市総合浸水対策推進協議会からの答申

令和5年6月30日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市総合浸水対策推進協議会

会長 西山 哲

倉敷市総合浸水対策基本計画の策定について（答申）

令和4年7月21日付け浸対第105号で諮問された倉敷市総合浸水対策基本計画について、当協議会で審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

3 SDGsとの関連

3-1 SDGsとは

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略です。世界にある課題をみんなで解決し、将来にわたって続くより良い世界をめざすための目標で、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択されました。令和 12 年（2030 年）に向けた環境・経済・社会についての目標であり、同年 12 月に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

3-2 SDGs の 17 の目標

SDGs の 17 の目標を、それぞれのアイコンと短い言葉で解説しています。

<SDGs の 17 の目標>		<解説>
	目標 1 貧困をなくそう	地球上のあらゆる形の貧困をなくそう
	目標 2 飢餓をゼロに	飢えをなくし、だれもが栄養のある食糧を十分に手に入れられるよう、地球の環境を守り続けながら農業を進めよう
	目標 3 すべての人に健康と福祉を	だれもが健康で幸せな生活を送れるようにしよう
	目標 4 質の高い教育をみんなに	だれもが公平に、良い教育を受けられるように、また一生に渡って学習できる機会を広めよう
	目標 5 ジェンダー平等を実現しよう	男女平等を実現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げよう
	目標 6 安全な水とトイレを世界中に	だれもが安全な水とトイレを利用できるようにし、自分たちでずっと管理していけるようにしよう
	目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人が、安くて安全で現代的なエネルギーをずっと利用できるようにしよう
	目標 8 働きがいも経済成長も	みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、だれもが人間らしく生産的な仕事ができる社会を作ろう

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	災害に強いインフラを整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めよう
10 人や国の不平等をなくそう 	目標 10 人や国の不平等をなくそう	世界中から不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを 	目標 11 住み続けられるまちづくりを	だれもがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくろう
12 つくる責任 つかう責任 	目標 12 つくる責任 つかう責任	生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守れるよう、責任ある行動をとろう
13 気候変動に具体的な対策を 	目標 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動から地球を守るために、今すぐ行動を起こそう
14 海の豊かさを守ろう 	目標 14 海の豊かさを守ろう	海の資源を守り、大切に使おう
15 陸の豊かさを守ろう 	目標 15 陸の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守り、砂漠化を防いで、多様な生物が生きられるように大切に使おう
16 平和と公正をすべての人に 	目標 16 平和と公正をすべての人に	平和でだれもが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくろう
17 パートナリープで目標を達成しよう 	目標 17 パートナリープで目標を達成しよう	世界のすべての人がみんなで協力しあい、これらの目標を達成しよう

アイコン及び目標は『国際連合広報センター』、解説は『公益財団法人 日本ユニセフ協会「SDGs CLUB」』より

3-3 基本計画に関連する SDGs の目標

SDGs の 17 の目標のうち、基本計画に関連する目標は以下のとおりです。



また、この計画の取組を進めることで、目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 3「すべての人に健康と福祉を」、目標 4「質の高い教育をみんなに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標 8「働きがいも経済成長も」、目標 10「人や国の不平等をなくそう」、目標 16「平和と公正をすべての人に」の達成に広い意味でつながります。



3-4 行動計画とSDGsの目標との関連

河川及び下水道等の整備に関する事項					
5-2-1 河川等の整備及び適切な管理					
➤ 河川の流下能力の確保	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	17 パートナリッ プで 目標を達成しよう
➤ 河川の堤防・護岸強化	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を			
5-2-2 下水道の整備及び適切な管理					
➤ ポンプ場等の改修・新設	6 安全な水とトイレ を世界中に	9 産業と経済発展の 推進をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	
➤ ポンプ場等の維持管理	6 安全な水とトイレ を世界中に	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	
5-2-3 既存排水施設の整備及び適切な管理					
➤ 排水機場の改修・新設	9 産業と経済発展の 推進をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を		
➤ 農業用水路等の改修	9 産業と経済発展の 推進をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を		
➤ 農業用水路等の土砂等撤去	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	17 パートナリッ プで 目標を達成しよう
5-2-4 国・県への要請					
➤ 国・県管理河川等の整備及び適切な管理の要請	9 産業と経済発展の 推進をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナリッ プで 目標を達成しよう	
5-2-5 農業用水路等の水位等の事前調整					
➤ 児島湖の水位調整	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナリッ プで 目標を達成しよう		
➤ 農業用水路等の水位調整	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナリッ プで 目標を達成しよう		

雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項				
5-2-6 公共施設における貯留浸透施設の設置				
➤ 雨水流出抑制施設の設置	9 産業と住居等からの水質を改善する	11 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナリシップで目標を達成しよう
➤ 道路・駐車場等の透水性舗装化	9 産業と住居等からの水質を改善する	11 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナリシップで目標を達成しよう
➤ 浸透性構造物の採用	9 産業と住居等からの水質を改善する	11 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナリシップで目標を達成しよう
5-2-7 民間施設における貯留浸透施設の設置				
➤ 開発行為等における雨水排水計画の協議	11 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナリシップで目標を達成しよう
➤ 補助制度活用による雨水流出抑制施設設置の推進	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナリシップで目標を達成しよう		

森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項				
5-2-8 森林・農地・緑地等の保全・活用				
➤ 森林等の保水及び遊水機能の適切な保全・活用	6 安全な水とトイレを世界中に	11 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう
5-2-9 緑化の推進				
➤ 緑化の推進	6 安全な水とトイレを世界中に	11 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう

水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項

5-2-10 浸水被害に対する予防

➤ 地域防災体制の構築



➤ 水防資機材の支給・活用



➤ 市管理施設における水防の推進



5-2-11 水防意識の啓発

➤ 水防に対する意識向上対策の実施



5-2-12 効果的・効率的な災害情報発信

➤ 水害情報の提供・周知



5-2-13 避難体制の整備

➤ 避難場所・避難経路等の整備



➤ 市民・関係機関が連携した防災訓練の実施



4 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例

令和4年3月18日

条例第5号

改正 令和5年3月24日条例第3号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 総合浸水対策の基本的な施策等（第7条―第13条）

第3章 開発行為等における雨水排水計画の協議等（第14条―第18条）

第4章 総合浸水対策の推進に関する支援等（第19条・第20条）

第5章 倉敷市総合浸水対策推進協議会（第21条―第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

水は、生命の源であり、豊かな緑や多様な生物を育み、私たちの生活に大きな恩恵をもたらす一方で、時としてその表情を一変させ、人知を超えた猛威を振るい、私たちの生命や財産を脅かすことがある。

近年の気候変動に伴い激しさを増した大雨によって、全国各地で大規模な水害が発生し、本市においても、平成30年7月豪雨は、未曾有の水害となった。

今後も、大雨の発生頻度の増加が懸念されることに加え、都市化の進展により、市街地における農地の宅地化が進むなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることができる土地が減少していることから、浸水被害の予防及び軽減を図るためには、総合的な浸水対策が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、一体となって総合的に浸水対策を推進することにより、市民が将来にわたって安心して暮らすことができるまちを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における総合浸水対策の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合浸水対策を推進するための基本となる事項等を定めることにより、浸水被害の予防及び軽減を図り、もって市民が安心して暮らすことができるまちの実

現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合浸水対策 河川及び下水道その他の排水施設（以下「河川及び下水道等」という。）の整備のほか、地下に浸透しないで流出する雨水の抑制、水防体制の強化その他の浸水被害の予防及び軽減を図るための総合的な対策をいう。
- (2) 雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設で、浸水被害の軽減を目的とするものをいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 開発行為等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
 - イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成
 - ウ 墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地をいう。）の造成
 - エ 建築物の建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。）
 - オ 倉敷市埋立行為等の規制に関する条例（平成20年倉敷市条例第52号）第2条第2号に規定する埋立行為等
 - カ 駐車場（道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）の路面外に設置される自動車（同条第1項第9号に規定する自動車をいう。）の駐車のための施設（住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地において当該住宅の居住者の利用に供されるものを除く。）をいう。）の設置
 - キ 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、ア、イ、ウ、オ又はカに該当するものを除く。）

(基本理念)

第3条 総合浸水対策は、本市の豊かな水資源及びその良好な循環が保全されるよう配慮しながら、自然と人とが共生する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを基本として行われなければならない。

2 総合浸水対策は、市、市民及び事業者の一体的な取組が重要であることに鑑み、これらの者の相互の理解と連携の下、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合浸水対策を推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、広報その他の活動を通じ、総合浸水対策の必要性について、市民及び事業者に対して意識の啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、総合浸水対策についての理解及び関心を深め、総合浸水対策の推進に努めるとともに、本市が実施する総合浸水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民と共に総合浸水対策の推進に努めるとともに、本市が実施する総合浸水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 総合浸水対策の基本的な施策等

(基本計画の策定)

第7条 市長は、総合浸水対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合浸水対策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 浸水被害の予防及び軽減のための基本方針
- (2) 河川及び下水道等の整備に関する事項
- (3) 雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項
- (4) 森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）の保持に関する事項
- (5) 水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総合浸水対策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、第21条に規定する倉敷市総合浸水対策推進協議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるもの

とする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(河川及び下水道等の整備等)

第8条 市長は、浸水被害の予防及び軽減を図るため、河川及び下水道等の必要な整備並びに適切な管理に努めなければならない。

2 市長は、浸水被害の予防及び軽減を図るため、国又は岡山県等が管理する河川等の整備及び適切な管理に努めるよう必要に応じて当該河川等の管理者に要請するものとする。

(雨水流出抑制施設の設置等)

第9条 市長は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、本市が設置し、又は管理する道路、公園、庁舎、教育施設その他の公共施設（以下「公共施設」という。）における雨水流出抑制施設の設置に努めなければならない。

2 市長は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）が本市の区域内において設置し、又は管理する公共施設における雨水流出抑制施設の設置に関し、必要に応じて国等に協力を要請するものとする。

3 本市の区域内に存する土地又は建築物の所有者又は占有者は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、その所有し、若しくは占有する土地又は建築物の敷地における雨水流出抑制施設の設置に努めなければならない。

4 雨水流出抑制施設を設置し、又は管理する者は、当該雨水流出抑制施設の適正な維持管理に努めなければならない。

(河川等の水位調整等)

第10条 市長は、浸水被害を発生させるおそれがある降雨が想定される場合は、国及び岡山県等と協力して、事前に河川及び児島湖の水位調整等の措置が図られるよう努めるものとする。

2 市長は、浸水被害を発生させるおそれがある降雨が想定される場合は、用水を利用する者の協力を得て、事前に農業用水路等の水位調整等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林等の機能の保全)

第11条 市長は、本市の区域内に存する森林、農地、緑地等（以下この条において「森林等」という。）の所有者等と連携して、森林等有する保水及び遊水の機能を適切に保全することにより、その機能が維持されるよう努めなければならない。

2 森林等の所有者等は、森林等有する保水及び遊水の機能を適切に保全し、その機能が維持されるよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第12条 市長は、雨水の地下への浸透の促進を図るため、公共施設の緑化の推進に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、宅地、事業所等の敷地及び地域において、雨水の地下への浸透の促進を図るため、緑化の推進に努めなければならない。

(水防体制の強化等)

第13条 市長は、浸水被害の予防及び軽減を図るため、水防体制、避難体制等の強化に取り組むとともに、市民及び事業者の水防意識の啓発に努めなければならない。

2 市長は、降雨及び河川の水位等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、市民及び事業者に対し、これらの情報を迅速に提供できる体制の構築に努めなければならない。

3 市民は、地域における防災活動の取組に積極的に参加するとともに、自助及び共助の意識を高め、避難体制の強化に努めなければならない。

4 事業者は、その従業員の防災教育を推進するとともに、地域における防災活動の取組に協力するよう努めなければならない。

第3章 開発行為等における雨水排水計画の協議等

(開発行為等の雨水排水計画の協議)

第14条 本市の区域内において、規則で定める規模以上の開発行為等を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより当該開発行為等の実施に係る雨水を排水するための計画（以下「雨水排水計画」という。）を記載した書類（以下「計画書」という。）を市長に提出し、当該雨水排水計画について、市長と協議しなければならない。当該雨水排水計画の内容を変更しようとする者も、また同様とする。

2 前項の開発行為等を行おうとする者は、当該開発行為等に係る雨水排水計画の内容を規則で定める浸水被害の予防及び軽減を図るための雨水の排水に係る技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合させなければならない。

3 第1項の規定による協議をした者は、雨水排水計画に従い、開発行為等を行わなければならない。

4 第1項の規定による協議をした者は、開発行為等の着手の日から完了の日までの間、工事現場の公衆の見やすい場所に雨水排水計画の概要を記載した所定の標識を掲示しなければならない。

5 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する開発行為等を行おうとする者については、適用しない。

(1) 通常の管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行うもの

(3) その他市長が規則で定めるもの

(勧告)

第15条 市長は、前条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の計画書による協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前条第1項の規定による協議をした場合において、技術基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、前条第3項の規定に違反した者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(報告等)

第17条 第14条第1項の規定による協議に係る開発行為等を完了した者は、その旨を所定の工事完了報告書により市長に報告しなければならない。

2 前条の規定による命令を受けた者は、講じた措置について、所定の措置完了報告書により市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(公表)

第18条 市長は、第16条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、次の事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の氏名又は名称

(2) 命令に従わない旨及びその命令の内容

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者に意見を聴取する機会を付与するとともに、第21条に規定する倉敷市総合浸水対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

第4章 総合浸水対策の推進に関する支援等

(国等との連携及び協議)

第19条 市長は、総合浸水対策を推進するため、国等と緊密な連携及び協力を図りながら、総合浸水対策の推進に関する相互の施策の調整その他必要な事項について協議するものとする。

(市民及び事業者への支援)

第20条 市長は、総合浸水対策を推進するため必要があると認めるときは、市民及び事業者に技術的な支援をし、又は必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 倉敷市総合浸水対策推進協議会

(倉敷市総合浸水対策推進協議会の設置)

第21条 総合浸水対策を推進するため、倉敷市総合浸水対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第22条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関する事項
 - (2) 第18条第1項の規定による公表に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合浸水対策の推進に関し市長が必要と認める事項
- (組織)

第23条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第24条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の運営の細目)

第26条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3章の規定は、令和4年10月1日以後に工事に着手する開発行為等について適用する。ただし、同日において、次の各号のいずれかに該当する開発行為等については、適用しない。

(1) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項の許可を受け、又は同法第30条第1項の申請書が市長に提出されている開発行為

(2) 都市計画法第34条の2第1項の協議が成立し、又は協議中と認められる開発行為

(3) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可を受け、又は宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第4条の許可申請書が市長に提出されている宅地造成に関する工事

(4) 宅地造成等規制法第11条の協議が成立し、又は協議中と認められる宅地造成に関する工事

(5) 墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の許可を受け、又は倉敷市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年倉敷市条例第52号）第8条第1項の経営許可申請書が市長に提出されている墓地の造成に関する工事

(6) 建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受け、又は同項の申請書が受理されている工事

(7) 建築基準法第18条第3項の確認済証の交付を受け、又は同条第2項の規定による通知を行っている工事

(8) 倉敷市埋立行為等の規制に関する条例第6条第1項の許可を受け、又は同条第3項の許可申請書が市長に提出されている埋立行為等

(会議の招集の特例)

3 この条例による最初の会議は、第25条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表下水道事業審議会の項の次に次のように加える。

総合浸水対策推進協議会委員	日額 7, 100円	同上
---------------	------------	----

附 則（令和5年3月24日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

4 経過措置期間における第3条の規定による改正後の倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例第2条の規定の適用については、同条第4号イ中「宅地造成及び特定盛土等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

5 その他

(1) 国・県管理河川の河川整備計画

<高梁川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】>(国管理)

・策定年月

令和4年3月策定

・計画期間

おおむね 30 年

・計画内容

対象区間は、高梁川水系高梁川、小田川、高梁川派川のうち、大臣管理区間である 36.4km を対象とする。築堤、堤防補強、河道掘削・樹木伐開、笠井堰改築、小田川合流点付替え等の整備を段階的に実施し、高梁川の治水安全度の向上を目指す。

・計画目標

河口～酒津地先の区間は、平成 30 年7月豪雨が再び発生しても、外水浸水被害を防止する。平成 16 年台風 16 号に伴う高潮が再び発生しても、浸水被害を防止する。

酒津地先～湛井地先の区間は、平成 30 年7月豪雨が再び発生しても、外水浸水被害を防止する。

新たに河道となる高梁川派川は、小田川合流点の付替えにより、計画高水流量を計画高水位以下で流下させ外水による浸水被害を防止する。

小田川は、昭和 47 年7月豪雨や平成 30 年7月豪雨が再び発生しても、外水浸水被害を防止する。また、雨水出水による内水被害を軽減する。

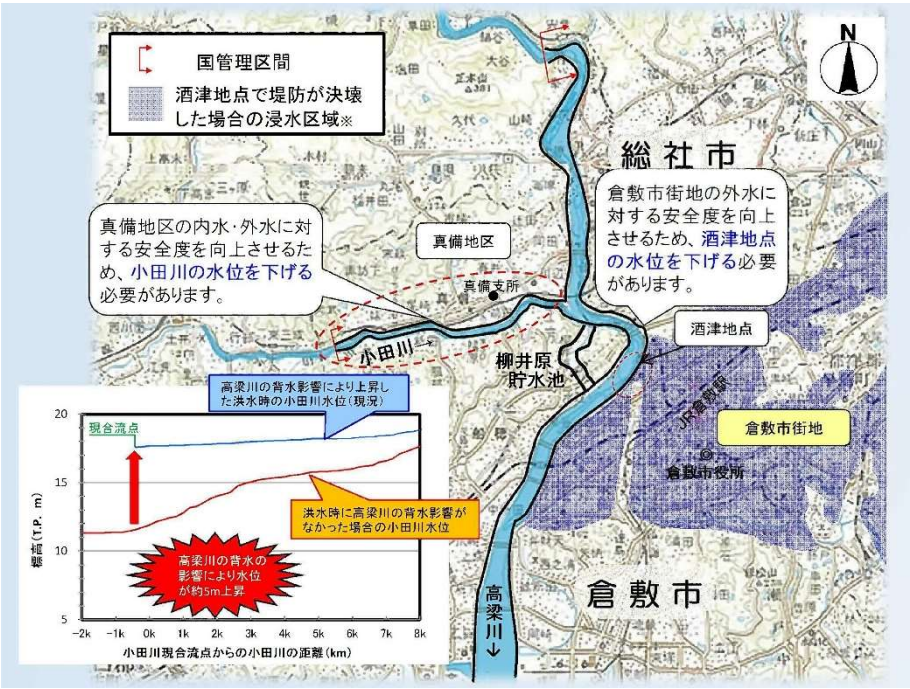


分類	河川名	区 間		指定延長 (km)
		上流端	下流端	
本川	高梁川	総社市大字栗原字杖ノ元 564 番の 1 地先の豪漢泰橋	海に至る	26.5
支川	小田川	左岸：倉敷市真備町大字妹字市場 3110 番の 2 地先 右岸：同市同町同大字字猿掛 3367 番の 1 地先	高梁川への合流点	7.9
派川	高梁川派川	高梁川からの分派点	高梁川への合流点	2.0
	合計			36.4

計画対象区間

施工区間		主な整備内容	河川整備計画対象期間(概ね30年)	
高梁川	下流地区 (河口～小田川新合流点)	築堤(高潮堤)		
		築堤・堤防補強(浸透対策)		
		耐震対策		
	下流地区 (小田川新合流点～酒津地先)	築堤・堤防補強(浸透対策)、河道掘削、笠井堰左岸堰改築、高水敷造成		
		築堤	酒津・清音原田	
	中流地区 (酒津地先～湛井地先)	築堤・堤防補強(浸透対策)		
		上流地区 (湛井地先～大臣管理区間上流端)	築堤、河道掘削	穴東
高梁川派川			小田川合流点付替え	
小田川	築堤・堤防補強(浸透対策)			
	河道掘削、宮田堰改築			
広域防災対策				

整備手順



小田川付替えの効果

<高梁川水系小田川ブロック河川整備計画>（県管理）

・策定年月

令和2年8月策定

・計画期間

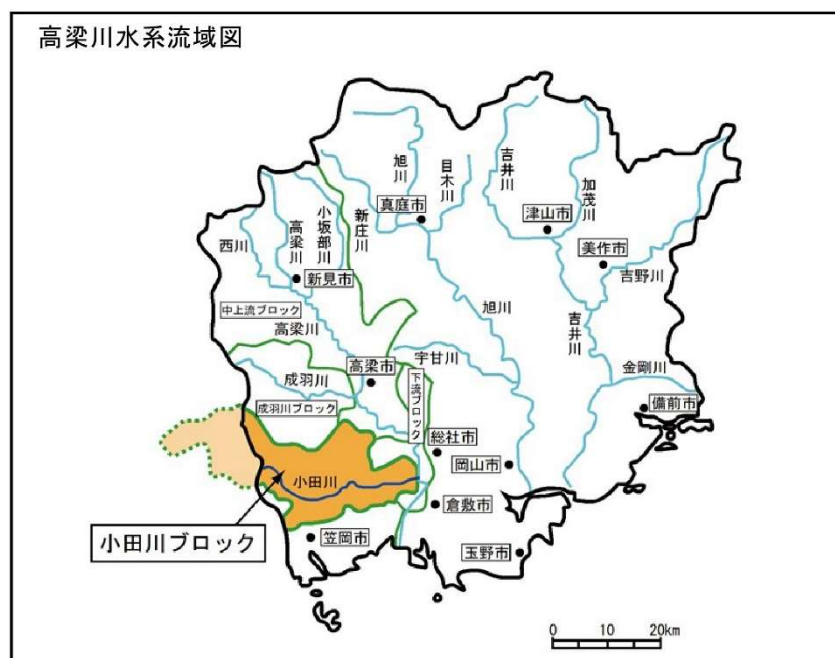
おおむね 30 年

・計画内容

対象区間は、高梁川水系小田川における国管理区間より上流の県管理区間、及び小田川流域内の支川における県管理区間とする。河積が不足している箇所において築堤や井堰改築、河道掘削等を行い、河川能力の増加を図る。末政川や高馬川、真谷川については、平成 30 年7月豪雨を踏まえて、背水対策として、合流点の小田川堤防の高さまで堤防嵩上げ等を行う。

・計画目標

高梁川水系小田川ブロックについて、戦後最大洪水である昭和 47 年7月洪水及び平成 30 年7月洪水と同程度の洪水から人家等浸水被害の解消を目指す。



No.	河川名	区 間		河川延長 (km)
		上流端	下流端	
1	お だ がわ 小 田 川	井原市芳井町川相広島県境	国土交通 大臣管理区 間の上流端	33.3
2	に ま だに がわ 二 万 谷 川	左岸：倉敷市真備町上二万字新田204番地先 右岸：倉敷市真備町上二万字青津3810番地先	小田川への 合流点	5.0
3	すえ まさ がわ 末 政 川	左岸：倉敷市真備町市場2939番地先 右岸：倉敷市真備町市場字西下屋818番地先	小田川への 合流点	4.4
4	たか ま がわ 高 馬 川	左岸：倉敷市真備町箭田字前崎3707番地先 右岸：倉敷市真備町箭田字中須賀3706番地先	小田川への 合流点	1.3
5	ま だに がわ 真 谷 川	左岸：倉敷市玉島陶字門垣内2339番の1地先 右岸：倉敷市玉島陶字台3552番の1地先	小田川への 合流点	4.6

計画対象区間（倉敷市抜粋） ※倉敷市内河川を□で示す



種 別	河 川 名	整 備 対 象 区 間	延長等
河川改修	小田川	国土交通大臣管理区間上流端から紅葉橋付近 (倉敷市真備町妹から井原市芳井町川相)	約 26.3km
	稲木川	岩ヶ市水門付近から門田川付近 (井原市木之子町から門田町)	約 3.0km
	未政川	小田川合流点から農道和田線橋梁付近 (倉敷市真備町有井から市場)	約 1.4km
	高馬川	小田川合流点から中須賀橋付近 (倉敷市真備町箭田)	約 0.8km
	真谷川	小田川合流点から吉則橋付近 (倉敷市真備町服部から玉島服部)	約 1.2km
内水対策	林田川、堀越川	(矢掛町小田)	排水機能強化

整備箇所 ※倉敷市内河川を□で示す

<笹ヶ瀬川水系河川整備計画> (県管理)

・策定年月

平成 31 年2月策定

・計画期間

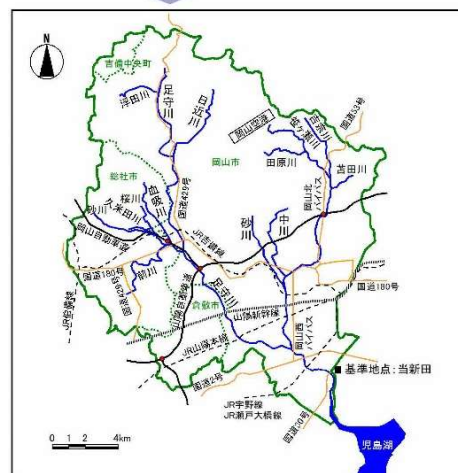
おおむね 30 年

・計画内容

対象区間は、笹ヶ瀬川、足守川、砂川（総社）、血吸川、前川、桜川、久米田川、日近川、浮田川、砂川（一宮）、中川、苦田川、吉宗川、田原川のすべての区間とする。笹ヶ瀬川水系において、河道拡幅や河床掘削等を行い、河道の流下能力を確保する。

・計画目標

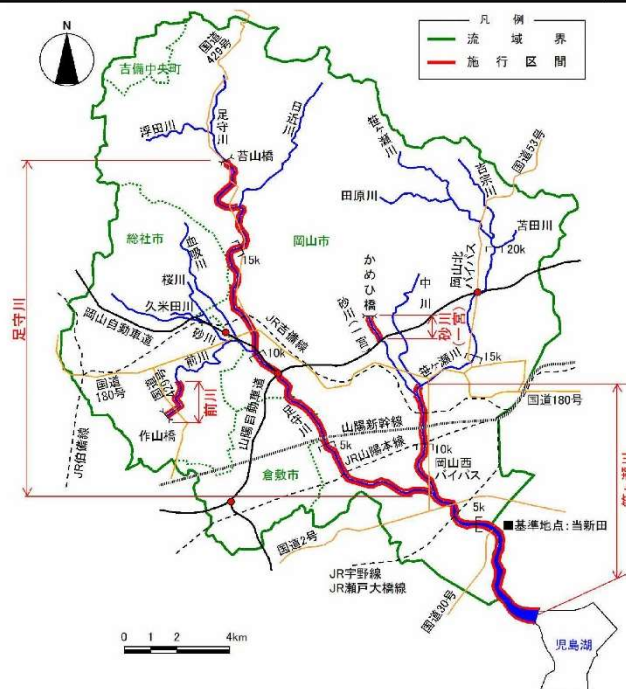
笹ヶ瀬川水系において、昭和 60 年6月洪水と同程度の洪水から浸水被害の防止を図る。



NO	河川名	区 間		河川 延長 (km)	流域 面積 (km2)
		上流端	下流端		
1	笹ヶ瀬川	左岸：岡山市北区日応寺字寺谷 299 番地先 右岸：岡山市北区日応寺字寺谷 302 番地先	海に至る	24.80	297.5
2	足守川	左岸：岡山市北区河原字黒谷 1997 番地先 右岸：岡山市北区東山内字中タキ 1776 番の 1 地先	笹ヶ瀬川への合流点	24.35	169.8
3	砂川 (総社)	左岸：総社市黒尾字草田原 1200 番地先 右岸：総社市兵開 831 番地先	足守川への合流点	4.50	54.1
4	血吸川	左岸：総社市奥坂字後原 1205 番地先 右岸：総社市奥坂字阿陀原 1201 番の 5 地先	砂川への合流点	4.80	8.9
5	前川	左岸：総社市西郡字樋ノ尻 340 番の 1 地先 右岸：総社市西郡字樋ノ尻 452 番の 2 地先	砂川への合流点	8.10	31.9
6	桜川	左岸：総社市西阿曾字池の下 787 番の 2 地先 右岸：総社市西阿曾字池の下 1016 番地先	砂川への合流点	2.00	3.9
7	久米田川	左岸：総社市久米字向上 714 番地先 右岸：総社市久米字河原 412 番地先	桜川への合流点	1.25	2.4
8	日近川	左岸：岡山市北区上高田字和井田池下 529 番地先 右岸：岡山市北区上高田字和井田池下 503 番地先	足守川への合流点	7.35	20.8
9	浮田川	左岸：岡山市北区西山内字山田 1552 番地先 右岸：岡山市北区西山内字横路 1305 番地先	足守川への合流点	3.10	12.5
10	砂川 (一宮)	左岸：岡山市北区福谷字大畑 68 番地先 右岸：岡山市北区福谷字番神 114 番地先	笹ヶ瀬川への合流点	4.00	16.5
11	中川	左岸：岡山市北区芳賀 1189 番地先 右岸：岡山市北区芳賀 2138 番地先	笹ヶ瀬川への合流点	5.90	11.2
12	苦田川	左岸：岡山市北区栢谷字苦田 1441 番の 2 地先 右岸：岡山市北区栢谷字奥池内 1510 番の 9 地先	笹ヶ瀬川への合流点	1.39	4.7
13	吉宗川	左岸：岡山市北区菅野字大敷下 2061 番の 2 地先 右岸：岡山市北区菅野字爾八谷 2135 番地先	笹ヶ瀬川への合流点	4.14	7.8
14	田原川	左岸：岡山市北区富吉字石塔下 2612 番地先 右岸：岡山市北区富吉字ナタラ 2546 番の 3 地先	笹ヶ瀬川への合流点	3.82	5.8

計画対象区間 ※倉敷市内河川を□で示す

河川名	施 行 区 間	延長
笹ヶ瀬川	河口から中川合流点付近	約12.4km
足守川	笹ヶ瀬川合流点から苔山橋付近	約20.2km
砂川（一宮）	山陽自動車道付近からかめひ橋付近	約1.3km
前川	砂川合流点より上流 3.5km 地点から作山橋付近	約 1.9km



整備箇所 ※倉敷市内河川を□で示す

<倉敷川水系河川整備計画>（県管理）

・策定年月

平成 23 年4月策定

・計画期間

おおむね 30 年

・計画内容

対象区間は、倉敷川、妹尾川、宮川、丙川、郷内川、福江前川、六間川、汐入川、吉岡川のすべての区間とする。倉敷川水系において、築堤や河道掘削等を行い、河道の流下能力を確保する。

・計画目標

倉敷川水系において、昭和 51 年9月洪水、昭和 58 年9月洪水、昭和 60 年6月洪水、平成2年9月洪水等と同程度の洪水による人家などの浸水被害の解消を図る。



NO	河川名	区 間		河川延長 (km)
		上流端	下流端	
1	倉敷川	左岸:倉敷市船倉町1291番の5地先 右岸:倉敷市中央1丁目490番の3地先	海へ至る	13.8
2	妹尾川	左岸:岡山市南区藤田字錦482番の1地先 右岸:岡山市南区藤田字都475番の2地先	倉敷川への合流点	5.5
3	宮川	左岸:岡山市南区迫川字大池1487番地先 右岸:岡山市南区迫川字加茂子1554番地先	倉敷川への合流点	4.9
4	丙川	左岸:岡山市南区藤田字都208番の1地先 右岸:岡山市南区藤田字大曲207番の3地先	倉敷川への合流点	2.6
5	郷内川	倉敷市木見76番地先森池余水吐下流端	倉敷川への合流点	6.1
6	福江前川	左岸:倉敷市福江127番の2地先 右岸:倉敷市福江1360番地先	郷内川への合流点	1.5
7	六間川	左岸:倉敷市西田540番地先 右岸:倉敷市亀山1081番地先	倉敷川への合流点	4.8
8	汐入川	左岸:都窪郡早島町前潟字二ノ割174番地先 右岸:都窪郡早島町前潟字西ノ内1113番の1地先	六間川への合流点	3.0
9	吉岡川	左岸:倉敷市福井1番の1地先 右岸:倉敷市浦田2440番の1地先	倉敷川への合流点	5.0

計画対象区間 ※倉敷市内河川を□で示す

種 別	河川名	対 象 区 間	延 長
河川改修	倉敷川	河口から塩干橋付近	約12.2km
	六間川	倉敷川合流点から六軒橋付近	約3.4km
	宮 川	倉敷川合流点から上流450m	約0.45km



整備箇所 ※倉敷市内河川を□で示す

<溜川水系河川整備計画>（県管理）

・策定年月

平成 15 年7月策定

・計画期間

おおむね 20 年

・計画内容

対象区間は、溜川水系のすべての区間とする。港橋付近の 240m 区間において、河道の拡幅、護岸工及び河床掘削等を実施し、必要な河積を確保し、流下能力の向上を図る。

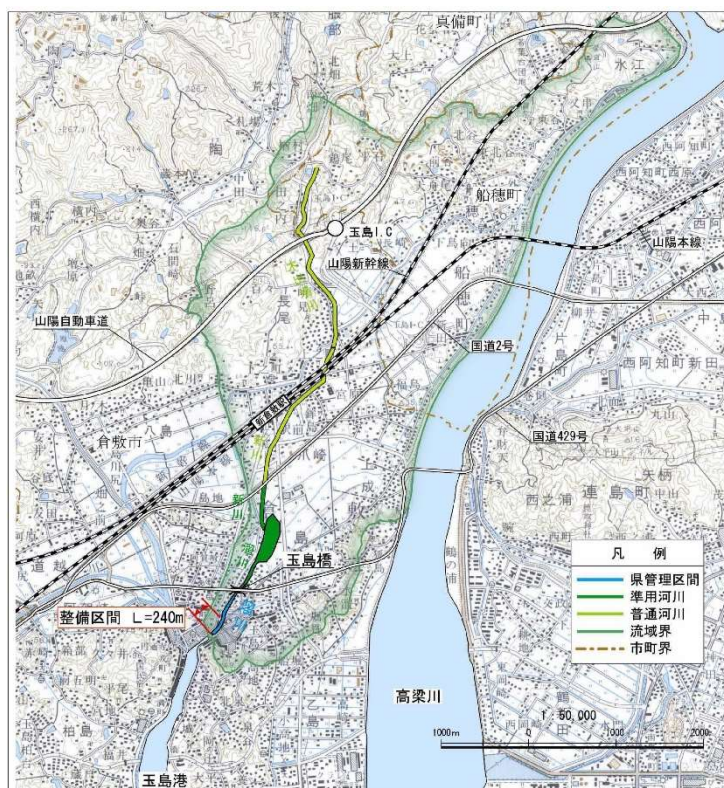
・計画目標

溜川水系において、昭和 60 年 6 月洪水等を勘案して、おおむね 50 年に1度程度発生する規模の洪水の安全な流下を図る。



河川名	区 間		河川延長 (km)	流域面積 (km ²)
	上流端	下流端		
溜 川	左岸：倉敷市玉島 1528 番 3 地先の 国道 2 号玉島橋下流端 右岸：〃	海に 至る	0.715	16.6
合 計			0.715	16.6

計画対象区間



整備箇所

倉敷市雨水流出抑制施設設置補助事業

雨水タンクなどの雨水流出抑制施設の 設置に補助金がでます！

～溜めた雨水は、お庭の水やりなどに使用すれば

ご家庭の節水にもなります～



設置事例、貯留量200L

補助率

2/3

(1,000円未満切捨、上限有)

【補助対象】

雨水タンク：標準製品単価
浄化槽改造：標準工事費

ホームセンターで3万円くらいから
買えるものもあるよ！
通販サイトで買えるものもあるから
調べてみてね！



倉敷市下水道キャラクター
ます太郎

雨水タンクを設置していただく・・・

近年、短時間でたくさんの雨が降ることが多く、以前よりも道路冠水や浸水被害が発生しやすくなっています。

市民の皆さまのお家に雨水タンクなどを設置していただき、雨水を溜めていただくことで、短時間で水路や河川に流れ込む雨水の量を減らすことができれば、道路冠水などの浸水被害の軽減につながります。

溜めた雨水は、植木や家庭菜園への水やりに利用することで節水できます。

補助制度について

倉敷市では、市販の雨水タンク（容量100～500リットル）を購入し設置する場合や、浄化槽から下水道に切りかえる際に浄化槽を雨水貯留槽に改造する場合において、補助金を交付しています。

補助額は標準製品単価又は標準工事費の2/3（上限20万円）です。

500リットルを超える雨水タンクの設置など、補助制度に関するお問い合わせは本庁浸水対策室までお願いします。

【お問合せ先】 倉敷市役所本庁8F 下水道部 浸水対策室
☎ 086-426-3593



(3) 民有地緑化助成制度チラシ

新

うるおいとやすらぎのある花と緑あふれるまちづくりを！

民有地緑化助成制度



倉敷市内の住宅又は事業所の敷地に新たに植栽等を施した場合、樹木等の費用や花壇の設置費の一部を補助します。

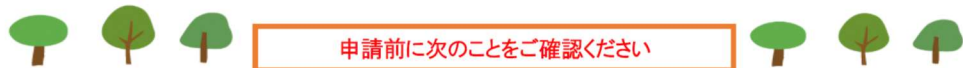
主な 対象 要件

- 対象者 倉敷市内に住宅又は事業所の敷地を所有、又は使用する方
- 対象 公衆用道路から6m以内の敷地の地面に施した植栽や花壇
(詳しくは裏面をご覧ください)
- 要件 以下の条件を満たすこと
 - 1 公衆用道路から植栽を眺望できること
 - 2 以下の①又は②を含む植栽を新たに行うこと
 - ①高さ1.5m以上の樹木を3本以上植栽すること
 - ②長さ2m以上の生垣を設置すること生垣：長さ1mにつき2本以上の樹木を植栽し、樹木に支柱を施して縄等で結束した垣根

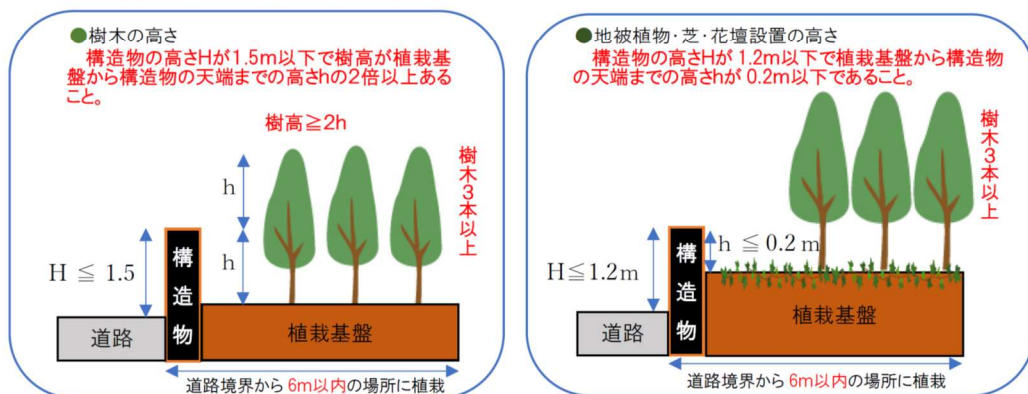
申請前に購入・植栽した場合は対象になりません。事前にお電話等でご確認ください。

お問い合わせ先 倉敷市役所公園緑地課花とみどり係

電話番号 086-426-3495



- 補助対象者 倉敷市内に住宅又は事業所の用に供する敷地を所有、又は使用する方
- 補助対象 公衆用道路から6m以内の敷地の地面に施した植栽や花壇(以下地上緑化という。)
 - 1 樹木(高さ0.3m以上)購入費
 - 2 地被植物購入費
 - 3 芝購入費
 - 4 花壇(石材や木材等で区画し、植栽したもの)区画の工事費・材料費(用土等含む)
- 補助要件 次の1～2の要件を全て満たすこと
 - 1 公衆用道路から植栽を眺望できること
 - 2 以下の①又は②を含む植栽を新たに行うこと
 - ① 高さ1.5m以上の樹木を3本以上植栽すること
 - ② 長さ2m以上の生垣を設置すること
 生垣:長さ1mにつき2本以上の樹木を植栽し、樹木に支柱を施して縄等で結束した垣根
- 公衆用道路から植栽の眺望についての注意点
敷地の地面(植栽基盤)と道路との間に構造物がある場合は、下図のとおり



●補助対象経費等

手法	種類	補助対象経費	補助基準額	補助金限度額
地上緑化	樹木	購入費(購入費と補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額)	表1のとおり	全ての合計で10万円
	地被植物(注1)			
	芝			
	花壇(注2)	工事費(請負工事により設置する場合に限る。)、材料費及び用土肥料費	補助対象経費の2分の1、または花壇面積1㎡当たり5千円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額 上限5万円	

※事業完了後、最低5年間は樹木等(樹木、植物、花壇)を適正に管理すること

※注1 地被植物:地面を覆って地肌を隠すための植物(樹木 高さ0.3m未満含む)

※注2 花壇:年間を通じて花を植栽することを目的として、石材や木材等で地面を区画するもの

(補助金の算出例)

(円)

(表1)

植物の規格(高さ)	補助基準額
樹木(3.0m以上)	19,200 円/本
樹木(2.0m以上 3.0m未満)	8,200 円/本
樹木(1.5m以上 2.0m未満)	3,500 円/本
樹木(1.0m以上 1.5m未満)	1,700 円/本
樹木(0.3m以上 1.0m未満)	900 円/本
地被植物(樹木 0.3m未満含む)	200 円/株
芝	400 円/㎡

植物の規格(高さ)	購入			補助額
	単価	数量	金額	
樹木(3.0m以上)	21,000	2 本	42,000	38,400
樹木(2.0m以上 3.0m未満)	8,000	1 本	8,000	8,000
樹木(1.5m以上 2.0m未満)	4,000	1 本	4,000	3,500
樹木(1.0m以上 1.5m未満)	2,000	1 本	2,000	1,700
樹木(0.3m以上 1.0m未満)	1,000	1 本	1,000	900
地被植物(樹木 0.3m未満含む)	250	16 株	4,000	3,200
芝	450	10 ㎡	4,500	4,000
合計(補助額の計は1,000 円未満切り捨て)			65,500	59,000

(4) 内水ハザードマップ(情報面)



本マップは、梅雨や台風などの大雨によって排水施設(排水路・下水道施設など)で排水しきれなくなった雨水があふれ出し、浸水が発生した場合を想定したものです。河川がはんらんした場合の浸水を想定した洪水・土砂災害ハザードマップとあわせて、お住まいの居住地などが、どの程度浸水するおそれがあるのかをご確認いただき、浸水被害軽減のために、お役立てください。



発行元 倉敷市 下水道部

住 所: 倉敷市西中新田 640

電 話 番 号: 086-426-3581(下水経営計画課)

ホームページ: <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/gesui/>



マップの活用方法

STEP 1

自宅周辺が浸水する区域か、浸水深はどのくらいか確認しましょう。



STEP 2

避難の必要性、避難場所および避難経路を検討しましょう。



STEP 3

実際に避難経路を歩いて危険な場所が無いか確認しましょう。



STEP 4

内水はんらんが起こった際の行動について家族で確認しましょう。

確認事項

- ☐ 河川や水路の近くを通らないか？
- ☐ 土砂崩れが起きそうな場所を通らないか？
- ☐ くぼ地や地下道を通らないか？
- ☐ マンホールや側溝は道路のどこにあるか？



避難経路を歩いて確認した情報を共有し、避難場所や連絡方法を確認しましょう。また、避難の際の役割分担や帰宅困難時の対応方法などを相談しましょう。



洪水・土砂災害ハザードマップも併せて確認しましょう

倉敷市洪水・土砂災害ハザードマップには、高梁川水系（高梁川・小田川）、倉敷川水系、里見川水系、笹ヶ瀬川水系で河川がはんらんした時の浸水区域と浸水深が表示されています。内水ハザードマップとあわせて、洪水時の避難についても確認しましょう。





内水はんらんとは

大雨が降ると、排水施設(排水路・下水道施設など)では、雨水を排水できなくなることがあります。また、河川の水位が上昇すると、排水施設の水はけが悪化し、排水できなくなることがあります。このように、排水施設的能力を超えて雨が降ることにより、建物や土地・道路が浸水してしまうことを「内水はんらん」といいます。



● 近年の内水はんらんの様子



さらに雨が降り続くと...

外水はんらん

長時間雨が降り続くと河川が増水して、堤防を越えて水があふれたり、堤防が決壊することにより、浸水することを「外水はんらん」といいます。「外水はんらん」は家屋の倒壊や流出等の大規模な被害を引き起こすことがあります。





大雨時の気象情報

これらの情報には特に注意しましょう。

種類	内容
大雨注意報	大雨・洪水による災害が発生するおそれがあると予測されるときに発表されます。
洪水注意報	
大雨警報	大雨・洪水による重大な災害が発生するおそれがあると予測されるときに発表されます。
洪水警報	
大雨特別警報	台風や集中豪雨による数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるときに発表されます。

雨の降り方と災害の危険性

	10～20mm未満	20～30mm未満	30～50mm未満	50mm以上
1時間雨量				
人への影響と野外的様子	地面からはね返りで足元がぬれる。地面一面に水たまりができる。	傘をさしていてもぬれる。車のワイパーを速くしても見づらい。	道路が川のようになる。車のブレーキが効きにくくなる。	傘は役に立たなくなる。水しぶきで一面が白くなり、視界が悪くなる。
災害の危険性	この程度の雨でも長く続くときは注意が必要。	道路冠水のおそれがある。小規模のがけ崩れのおそれがある。	山崩れ、がけ崩れが起きやすく、危険地帯では避難の準備が必要。	土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。

大雨時の避難情報

避難準備・高齢者等避難開始 (要配慮者避難)



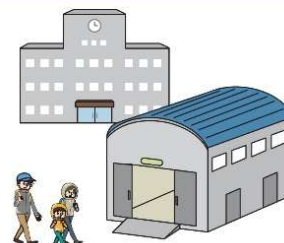
要配慮者※等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始することを促す段階です。

避難勧告



通常の避難行動ができる人に避難行動を開始するよう促す段階です。

避難指示 (緊急)



直ちに避難所や安全な建物に避難する段階で、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況です。

※要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等、災害時において特に配慮を要する人



日頃からの備え

大雨に備えた準備

非常時持出品を まとめましょう



非常時の持出品をまとめ、身近なところにおいて、いつでも避難できるようにしておきましょう。

自宅周辺の排水状況を 確認しましょう



落ち葉などでふさがらないよう、自宅周辺の排水施設を定期的に清掃しましょう。

非常時持出品



チェック欄	
ラジオ (AM・FM両方聞ける物が便利)	
懐中電灯 (できればひとつに一個)	
予備の乾電池	
救急薬品	
バンソウコウ・ほうたい・きず薬・鎮痛剤・胃腸薬 (持病のある人は常備薬も忘れずに)	
非常食品	
飲料水	
乾パン	
缶詰等 (火を通さなくて食べられるもの)	
紙コップ・紙皿	
ナイフ・缶切	
貴重品	
現金	
通帳・印鑑	
健康保険証のコピー	
免許証・身分証明書	

チェック欄	
衣類・防寒着	
下着・靴下	
上着	
レインコート	
タオル	
その他	
ライター・マッチ・ろうそく	
ティッシュ・ウエットティッシュ	
カイロ	
ラップ	
ヘルメット	
軍手	
マスク	
体温計	
消毒液	

高齢者、障がい者、乳幼児等がいる家庭は、それぞれ必要なものを準備しておきましょう。



地域でできること

倉敷市では、自主防災組織の推進と防災訓練、避難訓練を行っています。日ごろから一緒になって防災活動に取り組むことで、防災意識を高めることにつながり、いざという時、お互いに助け合ったり、落ち着いて行動ができるようになります。





水害への備え

梅雨や台風など、大雨が発生しそうなときは事前に対策を行いましょう。

ハザードマップの確認

避難場所や家族の連絡先などについて、家族全員で確認しておきましょう。



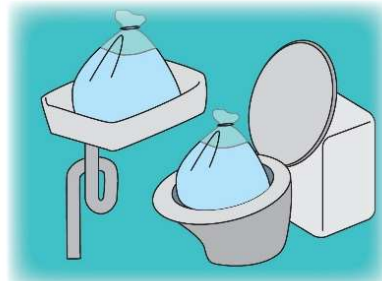
床上浸水に備えましょう

床上浸水のおそれがある場合は、家財道具を2階などの高いところへ移動させましょう。



思わぬ浸水に備えましょう

浸水により下水が逆流することがあります。2重3重に重ねたビニール袋に水を入れた水のうでトイレや排水口に重しをすると逆流を抑える効果があります。



土のう

土のうにより玄関等の出入り口からの浸水を防ぎます。板やレジャーシートを併用すると、より効果的です。土のうは水の入ったポリタンクやプランター等でも代用できます。



雨水貯留槽の設置について

倉敷市では、浸水被害の軽減対策の一環として、雨水の流出抑制のため、雨水貯留槽の設置や浄化槽の雨水貯留槽への改造をしようとする方を対象に補助金を交付しています。

詳しくは、
下水経営計画課 (086-426-3581)
へお問い合わせください。





大雨時の情報収集

自ら情報収集する意識が大切です。

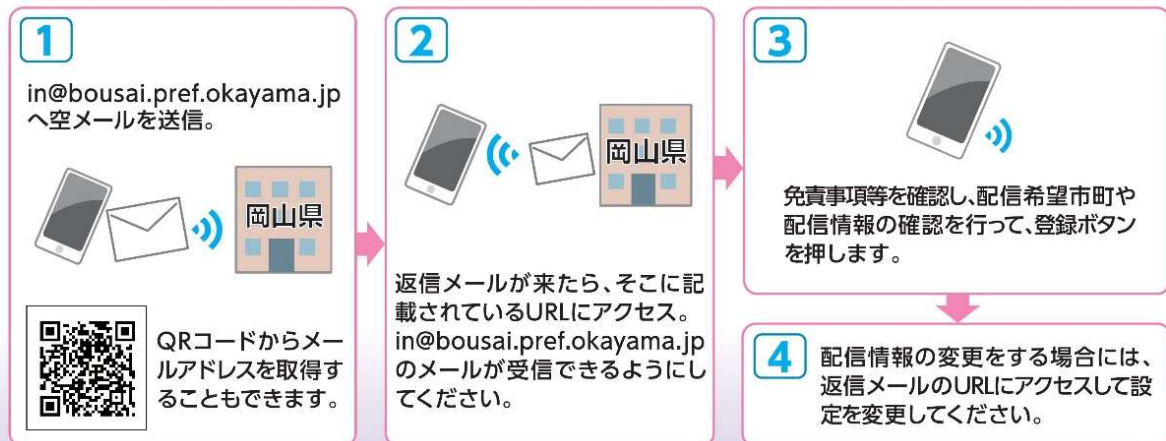


インターネットによる情報収集先

倉敷市HP	http://www.city.kurashiki.okayama.jp	避難情報が入手できます。
川の防災情報	https://www.river.go.jp	降雨量の分布や河川水位等の情報が入手できます。
気象庁HP	http://www.jma.go.jp	気象警報や台風情報が入手できます。
岡山防災ポータル	http://www.bousai.pref.okayama.jp	注意報や河川水位等の情報が入手できます。
倉敷市公式ツイッター	https://twitter.com/kurashiki_city	倉敷市HPの更新状況や避難情報が入手できます。

おかやま防災情報メール

「おかやま防災情報メール」は気象台が発表する大雨、洪水等の警報、注意報、岡山県内で観測された雨量、河川水位、潮位など最新の防災情報が配信されるサービスです。以下の手順で登録できます。



※通信費（パケット料金）は登録者のご負担となります。



避難時の行動と心得

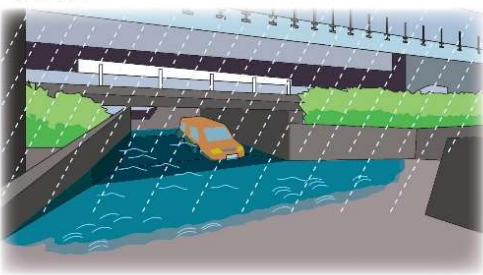
屋内安全確保(垂直避難)

夜間や、すでに浸水域が広がり、屋外に逃げるのが危険な場合には、自宅や近くの建物の2階以上の山側から離れた部屋に避難し、水が引くのを待ちましょう。



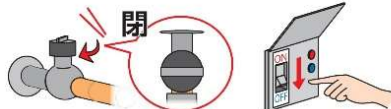
地下道利用の注意

地下道は真っ先に浸水してしまうため、もしもの時のために迂回路を確認しておきましょう。



避難する前に確認を

家を出るときにガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを落としましょう。また家族に連絡先、安否確認などのメモを残し、家の戸締まりも忘れないようにしましょう。



車で避難する場合の注意

車で、高台や運動公園駐車場などに避難する場合には、携帯トイレや食料などの準備に加え、エコノミークラス症候群などへの対策が必要です。



足元に注意を

避難時はスニーカーなどの運動靴を履きましょう。水路への転落等を避けるため、長い棒などで足元の安全を確認しましょう。



助け合いのころ

家族、地域の方々と一緒に避難を

避難するときは、単独行動を避け、隣近所に声をかけ、お互い協力しながら2人以上で行動しましょう。



要配慮者への支援

高齢者や肢体の不自由な方、目や耳の不自由な方には、迅速な情報提供によって、早い段階で避難を促すことが重要です。近隣の高齢者や障がいのある方などの安否確認や避難の支援をしましょう。



令和3年5月20日から 警戒レベル 4 ひなんしじ **避難指示**で必ず避難 ひなんかんこく **避難勧告**は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	災害発生 又は切迫	さんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確認できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で**  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
**危険な場所から避難**  
しましょう。

倉敷市・内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

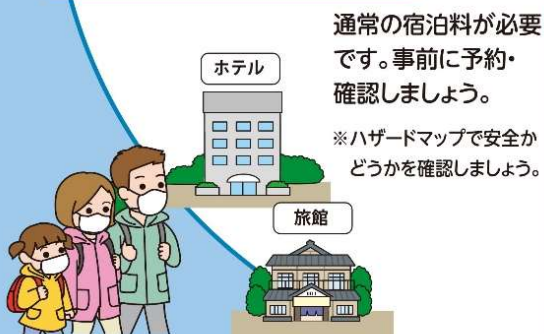
普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認する必要があります。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

#### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

#### ② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

#### ③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



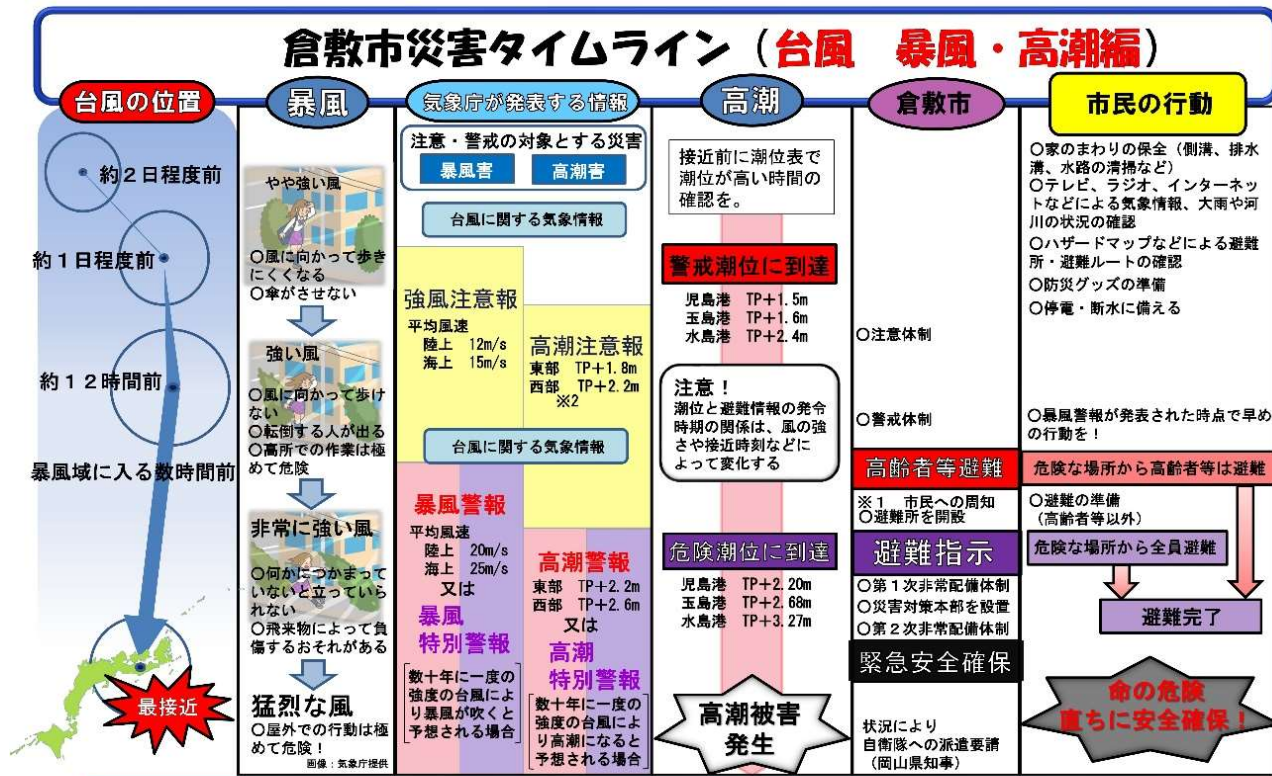
※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

(6) 倉敷市災害タイムライン(目安)(台風 洪水・浸水編)・(台風 暴風・高潮編)



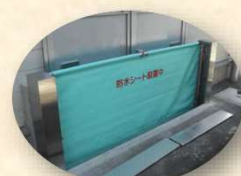
・このタイムラインはあくまで目安です。  
 ・堤防天端高(ていぼうてんばたか)とは、堤防の頂上の高さのことです。  
 ※1 倉敷市緊急情報提供無線システム、ラジオ、テレビ、メール、インターネットなどで情報を発信します。市民の皆様は、できるだけ多くの手段で情報収集をしてください。



・このタイムラインはあくまで目安です。  
 ・TPとは東京湾平均海面(海拔0m)です。  
 ※1 倉敷市緊急情報提供無線システム、ラジオ、テレビ、メール、インターネットなどで情報を発信します。市民の皆様は、できるだけ多くの手段で情報収集をしてください。  
 ※2 高潮注意報・警報の基準では下津井燈籠崎(しもついでんろうざき)から東を東部、西を西部としています。



**浸水被害にお困りで、  
自宅や店舗に、**



**止水板の設置を検討中の方へ**

上限

**20万円の補助金を利用できます**

### 止水板とは

止水板は、建築物の出入口などに、非常時に設置する板などの取外しが可能な施設です。止水板の種類は、アルミなど金属製のものや、樹脂製、シートタイプのものなど、設置場所に合わせて対応できるよう様々なものがあります。

土のうに比べて、簡単に短時間で設置することができます。

製品ごとに特長がありますので、設置場所や周辺状況に合わせて、ご検討ください。



### 止水板設置補助について

倉敷市では、止水板を購入、または、止水板を工事で設置する場合に補助金を交付しています。補助額は設置費用の1/2(上限20万円、1000円未満切捨)です。

補助制度に関するお問い合わせは本庁浸水対策室までお願いします。

お問合せ先

倉敷市役所本庁8F 下水道部 浸水対策室

TEL : 086-426-3593



## < 用 語 集 >

### ◇あ行

---

#### ・一級河川（いっきゅうかせん）

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定された一級水系に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定（区間を限定）した河川。

#### ・雨水ポンプ場（うすいぼんぷじょう）

雨水を川や海にポンプで揚水して排水するポンプ場。

#### ・雨水流出抑制施設（うすいりゅうしゅつよくせいしせつ）

大雨が降った時にその雨水を一時留めたり（貯留施設）、浸透させたり（浸透施設）することにより下水道や河川、その他排水施設等に能力以上の水が一気に流出しないようにする施設。

### ◇か行

---

#### ・開発行為（かいはつこうい）

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

#### ・共助（きょうじょ）

災害時に近隣や地域の方々と助け合うこと。自助を複数で行うこと。

#### ・業務継続体制（ぎょうむけいぞくたいせい）

あらかじめ方針や手順等を検討し、災害が発生しても業務を中断させない、または、中断した場合でも優先業務を実施できるよう組織されている状態。

#### ・近似曲線（きんじきょくせん）

グラフ上でデータの傾向を直線又は曲線で表したもの。何かが一定の確率で増えている（または減っている）ことを示す。

#### ・倉敷観測所（くらしきかんそくしよ）

気象庁では、様々な観測機器を用いて気象観測を行っているが、そのうちの1つとして地域気象観測システム（アメダス）がある。アメダスは、全国に約 1,300 箇所配置しているが、市内では、倉敷観測所（倉敷市中央）にあり、降水量、気温、風向、風速を昭和 54 年 1 月より観測している。

#### ・下水道ストックマネジメント計画（げすいどうすとくまねじめんとけいかく）

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とした計画。

#### ・公助（こうじょ）

行政による公的な支援のこと。維持管理や運転管理の強化、情報の収集・提供、自助・共助対策の支援等。

#### ・洪水（こうずい）

大雨で川を流れる水が急に増え、その水が堤防などを越えてあふれ出ること。

#### ・合流区域（ごうりゅうくいき）

下水道において同一の管きよで雨水と汚水を排除する区域。

## ◇さ行

---

### ・市街化区域(しがいかくいき)

すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

### ・自主防災組織(じしゅぼうさいそしき)

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織のこと。

### ・自助(じじょ)

自分の身を自分で守るために、災害に対する備えや災害時の対応を個人で行うこと。例えば、自宅への雨水タンク、止水板の設置等。

### ・止水板(しすいばん)

建築物の出入口などに非常時に設置する板などの取外しが可能な施設。

### ・事前排水(じぜんはいすい)

大雨が予測される場合に、用排水路等の水位を事前に下げて雨水の貯留容量を確保しておくこと。

### ・浚渫(しゅんせつ)

川底などの土砂を取り除くこと。

### ・準用河川(じゅんようかせん)

一級、二級河川以外の河川で、市町村長が指定したものであり、原則として河川法が準用され、市町村長が管理する河川。

### ・水系(すいけい)

河川は上流部から小さな河川が合流し、この合流を繰り返しながら徐々に海へ向かうにしたがい、大きな河川となっていく。これら一群の河川を合わせた単位のこと。

### ・垂直避難(すいちよくひなん)

水害時に身の安全を確保するため、2 階など上方へ避難すること。

### ・ソフト対策(そふとたいさく)

ハード対策と並行して実施することで、浸水被害の軽減を図るもの。ソフト対策には、公助による「維持・運転管理の強化、情報収集・提供及び自助・共助への支援」と自助・共助による「市民自らが実施するますの清掃、防災訓練への参加など」がある。

## ◇た行

---

### ・耐水化(たいすいか)

浸水被害が発生しても、施設の機能を維持できるように施しておくハード対策。

### ・田んぼダム(たんぼだむ)

水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の上昇を抑えることで、水路や河川からあふれる水の量や範囲を抑制する施設。

### ・潮位(ちょうい)

海面は、約半日の周期の満ち引き(満潮・干潮)によってゆっくりと上下に変化しており、ある基準面から測った海面の高さのこと。

・出前講座(でまえこうざ)

市民の集会や会合などに、市の職員が出向いて、市の施策や制度、事業などについて説明するもの。

・透水性舗装(とうすいせいほそう)

雨水を透水性の舗装体やコンクリート平板の目地等を通して地中に浸透させる機能を持つ舗装。

◇な行

---

・二級河川(にきゅうかせん)

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定(区間を限定)した河川。

・法面(のりめん)

盛土又は切土により人工的に形成された斜面。

◇は行

---

・排水機場(はいすいきじょう)

洪水時に備え安全に排水を行うため、あるいは常時排水が必要な地区において、内水位を低下させることにより、農地等を湛水被害から守るために設置され、排水及び排水量調節などの機能を担っている施設。

・ハード対策(はーどたいさく)

施設そのものによる浸水対策のことで、管路施設やポンプ場を整備して、雨水を排除する手法と、貯留・浸透によって雨水の流出を減少又は遅らせる雨水流出抑制手法がある。

・ハザードマップ(はざーどまっぷ)

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

・背水(はいすい)

本川の水位が上昇した際に、支川の水が流れにくい状態となり、水位が上昇すること。

・避難確保計画(ひなんかくほけいかく)

水害や土砂災害が発生するおそれがある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、施設管理者が定める計画。

・樋門(ひもん)

用水の取り入れや排水などのため、堤防を横切る暗渠及びそこに設けるゲート。

・普通河川(ふつうかせん)

一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川で、河川法の適用を受けない河川。

・分流区域(ぶんりゅうくいき)

下水道において雨水と汚水を別々の管きよで排除する区域。

・防災士(ぼうさいし)

“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。

## ◇や行

---

### ・要配慮者(ようはいりょしゃ)

災害の危険から身を守ることに何らかの困難を抱え、周囲の支援が必要になる方。(病気の人や障がいがある人など)

## ◇ら行

---

### ・流域(りゅういき)

降水に由来する表流水が一つの水域に集まってくる領域のこと。

### ・流下能力(りゅうかのうりよく)

川が流すことができる水の規模のこと。

### ・緑被(りょくひ)

面として実質的に植物でおおわれている樹木地や草地、農地など。

## ◇英数字

---

### ・ICT(あいしーていー)

「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

### ・PDCA サイクル(ピーでいーしーえーさいくる)

「Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)」の頭文字をとったもので計画から改善までの1サイクルを表す表現。

### ・SDGs(えすでいーじーず)

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

### ・SNS(えすえぬえす)

「Social Networking Service」の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

### ・TP(ていーぴー)

「Tokyo Peil(東京湾平均海面)」の略。日本の高さの基準となる海面高。なお、児島湾での平均潮位は、TP+0.11m、過去最高潮位は、平成16年8月(台風16号)のTP+2.72m。



『倉敷市総合浸水対策基本計画』

倉敷市環境リサイクル局下水道部浸水対策室

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

TEL:086-426-3593 FAX:086-425-5645

E-mail: [innn-dtn-msr@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:innn-dtn-msr@city.kurashiki.okayama.jp)